

普通旅客運賃表のみかた

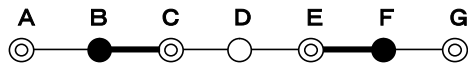
① ご利用区間の停留所を路線図でご確認下さい。

② 路線図の停留所記号は、次のとおりになっています。

- ◎ 区界停留所・・・運賃表に停留所名があります。区界停留所毎に運賃を設定しています。
- 指定停留所・・・太線で結ばれた区界停留所までの運賃が適用になります。
- 普通停留所・・・前後の区界停留所までの運賃が適用になります。

<< 例 >>

路線図



運賃表

区界停留所	指定停留所			G	
C	B			160	
E	F	C	E	180	
		A	160	190	220

区界停留所Aからの運賃

- Bまで160円・・・BはCと結ばれた指定停留所なのでCまでの運賃が適用になります。
- Cまで160円・・・運賃表のとおりです。
- Dまで190円・・・Dは普通停留所なので次の区界停留所Eまでの運賃が適用になります。
- Eまで190円・・・運賃表のとおりです。
- Fまで190円・・・FはEと結ばれた指定停留所なので、Eまでの運賃が適用になります。
- Gまで220円・・・運賃表のとおりです。

指定停留所Bからの運賃 <Bからの運賃は、区界停留所Cからの運賃が適用になります。>

- Aまで160円・・・CからAまでの運賃が適用になります。
- Cまで160円・・・初乗り運賃160円が適用になります。
- Dまで160円・・・Cから次の区界停留所Eまでの運賃が適用になります。
- Eまで160円・・・CからEまでの運賃が適用になります。
- Fまで160円・・・FはEと結ばれた指定停留所なので、CからEまでの運賃が適用になります。
- Gまで180円・・・CからGまでの運賃が適用になります。

普通停留所Dからの運賃 <Dからの運賃は、前後の区界停留所からの運賃が適用になります。>

- Aまで190円・・・EからAまでの運賃が適用になります。
- Bまで160円・・・BはCと結ばれた指定停留所なのでEからCまでの運賃が適用になります。
- Cまで160円・・・EからCまでの運賃が適用になります。
- Eまで160円・・・CからEまでの運賃が適用になります。
- Fまで160円・・・FはEと結ばれた指定停留所なので、CからEまでの運賃が適用になります。
- Gまで180円・・・CからGまでの運賃が適用になります。